

Title	東北の巫俗探訪覚え書(1) : シヤマニズムの問題及び青森県南部地方
Sub Title	Notes on shamanistic patterns in Tohoku districts : how to define and analyse shamanism : shamanistic customs in Aomori prefecture
Author	石津, 照璽(Ishizu, Teruji)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1969
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.9 (1969.) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000009-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東北の巫俗探訪覚え書(II)

—シャマニズムの問題性及び青森県の南部地方のこと—

Notes on Shamanistic Patterns in Tohoku Districts

—How to define and analyse shamanism

—Shamanistic customs in Aomori Prefecture

石津照麿

Teruji Ishizu

前がき

—シャマニズムに関する最近の問題性と東北地方の巫俗の位置づけ—

1

私は昭和26年(1951)以来、東北地方の各地域を主とし、連関して新潟県の北東部やアイヌについて、他のこととともに、巫俗の調査研究に携わった。ここでは、そのことを組織的に整理してまとめる前の段階において、探訪記録した生のものをあげておきたい。ただし、東北地方には、他の地域にはなかったものか或いは既にすたれたものかは別として、当時かなりユニークな巫俗が行なわれていた。しかし、私の経験でも、同じ地域においても数年後に行ってみると以前の人は既になく、伝承も変わっていたり、すたれていたりしていた。それで、整理をしないこの生の資料が後の研究にはかなり重要な役に立つように思われるからである。年をへだてて同じ場所に行った場合も度々あるが、下にあげるような理由で、全体を地域別にまとめて識るすことにする¹⁾。

いったい、人間が社会的に或いは個人的に、超自然的な存在者や力に関係する信念や儀礼を、発生的な意味においてではなく、伝統的・成立的にきめられた形態について、宗教的、呪術的及び巫俗的(shamanistic)という三つの形式に分けてみることができる。このことは、超自然的なものにかかわるそれぞれの専門家のことや普通の人々のやっていることから容易にわかるようにもみえるが、しかし、実際の形態の間には、要素的にも構造的、

機能的にも種々の連鎖や交錯があり、さらに形態自身にも複合がある。ことに巫俗的な形式は「超自然的なもの」との関係において、元来、いわゆる「呪術・宗教的」な段階と基盤に属し、かつアニミスティックな観念や信念にもとづく——もっとも、アイヌのツス、ツスクルなどに接してみると、この観念がぼんやりしている場合もあり、むしろアニマティズム的な観念と思われる場合もあり、さらには、東北の諸地域で巫女たちからも屢々きかれ、また外国の報告にもあるように、いわば逆な、化身的な wereanimal という観念もある。しかし総じていえば、その行業の機制がアニミスティックな観念にもとづくといつてよく、従ってまた呪術的操作にスピリットマジックというべきものが多くふくまれる。同時に、呪術・宗教的な巫俗が他面には一般に呪術的なものと通じるのもむしろ自然なことといつてよい——。

このような段階と基盤に拠る巫俗、即ちシャマニズムは、従って成立的な他の二つの形式の要素や機制のなかに入るでもあろうし、また、それ自身のなかに他の二つの形式のもつ成立的な要素や機制をとり入れてその成立性を支える——これらのことは、発生的な意味においても、日本の宗教史などではその事例にこと欠かぬが、ここでは発生的にはなく、形態的な意味で扱っておきたい——。そして、成立した巫俗は成立的な他の二つの形式と習合し、連鎖し、併行するとみられ、形態上の構造連関が接続し重層する。とりわけ、日本の巫俗的慣行や範型(パターン)においては、これらのことがその内部においても外部においても顕著なので、ここでは、これらのことに留意して、初めに巫俗的なものの基本観念に

ついて明らかにし、更に東北の巫俗をいわゆるシャマニズムのなかにおいてどのように位置づけるかということについて叙べておきたい。

2

シャマニズムという語は現在、超自然的なものに関係する特殊な形式や範疇をあらわす術語として用いられるが、知られるように元来いわゆるシャマンから来ており、東北シベリア、中央アジア地域の諸民族の間で行なわれて来た特殊な社会的慣行である。しかし最近ではむしろ世界の各地にこれに類する慣行や範型のあることが報じられ、この形式のもとに類型化されている。もっとも、その場合、シャマニズムという概念の内容はかなり多義的で、これを呪術や呪医、妖術とはっきり区別しないで使ったり、ここでは引例を省くが、shaman を magician や medicine man 或いは sorcerer, witch, wizard などと、さらには priest などとも、同意的にないしは併合的に使ったりしている。それらの間には事実いろいろな出入りがあり、夫々の理由もあるけれども、ここではまずシャマニスティックということの限定をして、後にそれらとの出入りを考えなければならない。

下に叙べるように、「巫術」を制度的な社会のなかにおける形態的なものとしてとらえるので、「巫俗」を問題とするが、上にあげた他の二つの形式と相違する特質はやはり巫術を行なう「巫者」の心理的状态(に関する信念)の特異性にある。「巫者的」ということについて、私の行なった調査の範囲でいっても、ひとまずそれは、特異な仕方によって、いわゆる霊界即ち超自然的な領域にかかわることが出来、精霊や神性及び靈魂と特異な仕方直接に関係し交渉をもつことが出来るという霊能者の特質としておきたい。その人々は ecstatic な trance において、失神や忘我的な心的状態になり、いわゆる dissociation の状態になるともいう。それは「気の遠くなるような気もち」で、いわば自分をあけて靈的存在を憑依せしめる靈媒となる。また、忘我的というよりも——忘我的状態においてさらに、或いは脱我的に——自分の主体を転換しおきかえて、靈的存在と一致せしめるとか、それに達せしめる通力を得たというような心的状態になるともいう——これらのことは、後にあげる「巫女」的なものと「行者」的なものとの心的状態に相応することがはっきり出てくる——。もちろん、実際には下にあげるような事由で、そのような特異な経験を経ない巫者もいるが、建て前として基本的には、忘我的にもあれ脱我的にもあれ、また、日常的な自己自覚の域を

超えた意味においての自己の主体性の有無をふくめて、シャマニックな巫女的なものと行者的なものを併せて、一応トランスの心的状態をあげることができると考える。私は調査に携わった当初からトランスを規準としてみて来た²⁾。

その理由は後に明らかになることであるが、シャマニックなものの特質として、いわゆるエクスタシーとトランス及び憑依(ポセション)の性質や関係、区別のことを問題にしなければならない。シャマンの宗教(或いは技術という学者もある)は元来中央及び東北シベリアの諸民族とくにツングス民族の間で行なわれている特殊な宗教的慣行であるが、現在では世界の各地における類似の慣行があげられ、シャマニズムという名でまとめられている。従ってそれは宗教や呪術に対して特異な仕方超自然的なものに関係する一つの形式としての類型や範疇として用いられて来ている。

ところが、そういう広い範囲でいわれるシャマニズムにはいろいろな類型や範型がある。シベリアのものはシャマンが脱我的状態において天上にゆき地上に降ることが特色であり、アフリカや中世ヨーロッパ及びアメリカ大陸のものは精霊等が地上によれば、また来る。或いはとくにシャマンの躰に憑依する。ことにシベリアのそれを「古型のトランス技術」として、その基本的性格をエクスタシーにおき、それは人間にそなわる本来の性質であるとしたのはエリアードである。彼はエクスタシーをもってシャマニズムの第一の定義とするが、それはシャマンが脱我的状態において天上と地下に赴くことを本質的なものとみており、かつ、このトランスの性格をもって世界と歴史を通じるシャマニズムの全体図を描こうとする。

しかし、中央及び北方アジアの諸宗教における歴史的变化はシャマンのエクスタティックな経験の意味を変えた。真のアジア的なシャマニズムは仏教を頂上とする南方諸地域からの影響で、魂や精霊の憑依ということにまで変わったとエリアードはいう。レイモンド・フェースは次のようにいっている。一般にシャマンとはいうところの精霊の憑依と精霊を支配する技術によって、治療と予言及び類似の社会的機能に携わる特殊な人のことである。シャマニズムとは精霊を媒介することの特殊な形式で、普通シャマン自身が靈媒となり特殊な技術を用いて精霊を支配するものであり、時には他の媒体に憑依すると信じられている精霊を処理するものといひ、とくにこれに携わるシャマンの心的機制として社会乖離(dissociation)とトランス或いはエクスタシーを特徴とする

というのである。

エリアーデの場合は、アイデオロジー或いはビリーフを中心に、天上に上り地下に降るエクスタシーのことを歴史と世界の各資料からあげているが、シャマニックなものの現象的ないし形態的なものについて、その心的状態をみると、天上、地下に赴くという心的状態とともに、精霊が地上に来り、シャマンの周囲のものに留まるとか、シャマンに憑くという心的状態によるシャマニズムの形態のあることが——そして実はこれらのことも根本的には社会的にきめられるという——最近の多くの研究者の多くの著作によって報じられている。

以上のことは、最近の研究について別に述べたので³⁾ここでは省く。東南アジア、西南アジアの事情等についても、その稿にゆずる。それらの地域においても、多く憑依や精霊や神が地上に招かれることを伝えている。私はアイヌのシャマン即ち *tusúkur* の人たち10人ほどに面接し、他の人々の話もきいた。主として沙流郡の平取地方が中心で、すべて女性の巫者であったが、入巫の際或いはその後、多くはトランスの状態になり、予言等をその状態においてする。それを憑依の状態とする人もあり、自分には霊が宿っており、それと一体なのだから、そのままわかり、見えるという人もあった。憑いたり、身に宿ったりするものは、霊という観念が必ずしもはっきりしないが、多く動物霊や霊化されて受けとられている動物である。トランスの状態において天上や地下にゆくという意識があるかときくと、そういう経験はないという人もいたけれども⁴⁾。朝鮮の巫俗については村山智順氏、秋葉隆氏などの研究があるが、いずれも巫者はトランスその他異常な状態において神がかりになり、神がりうつて神霊や神明が降りて来或いは巫者に憑依するのが基本であるという。巫者がトランスにおいて天上や地下に赴くということはない。

3

詳細は上記の別稿にゆずるが、以上のようなこともふまえて、私はやはり巫者におけるシャマニックなものの基本的な性格をトランスにおきたい。そして、脱我や自己転換におけるものと忘我や失神におけるものを併せてトランスの状態として考えておきたい。かつそれには、天上にゆき地下に降るという考え方や心的状態もあり、精霊や神が地上によばれて、地上のものに一時的に来、或いはシャマンの身に憑依するという考え方や心的状態があって、このトランスの傾向に相応し、それらは社会

的伝統的に範型づけられているとってよいと考える⁵⁾——エリアーデは社会的な面もみるけれども、シャマンの異常経験がその人固有なもので、それは単独的に行なわれることをあげているが——。

われわれが問題とするのはシャマニズムであり、巫俗であって、シャマンや巫者その人のことが中心ではない。ただ、宗教と呪術の二形式に対して、巫俗の形式は超自然的なものに携わるシャマンの特異な心的状態に特異性があるので、それを基本におかなければならぬわけなので、トランスのことを問題にする。——トランスについての一応の考え方は上にあげたが、「ミコ」や「行者」をふくめて、或いは憑依において精霊や神の言葉を第一人称で語り、或いはそれらの心意を特異な霊能で見きわめるとか、ないし、それらと一体になるという心的状態や信念のもとに、それらの心意を第三人称で語る場合もある。そして実際に調査してみると、そのトランスにおける失神や忘我の状態或いは脱我、自己転換の状態は、一時的であるが、断続的で意識がかえったり、なくなったりするともいう。また、そのようなトランスの状態にならないで巫行をする者もある。それは地域の範型の場合もあり、また、修験の妻であったというような事情や、その他、生活の支えとするためにというような事情等々の者もいるが、本質的には、巫俗における超自然的なものへのかかわり方としてトランスを考えるべきであるとおもわれる。

しかし、次にきわめて重要なことは、シャマニズムは社会的なもので、その形態や機能が社会的、伝統的に定まっているということである。それは、見て来たようなシャマンの心的状態をまでも限定する——これについても上記の別稿で叙べた——。さらにシャマンに人々が依頼し、シャマンが社会構造のなかにおいて、そのコンテクストのなかにおいて機能をもつということは、いうまでもなく社会的なものなので、いろいろなレヴェルといろいろな範囲のことに、シャマニズムは社会的なものであり、このことなくしては、シャマニズムは地上に存在しないであろう⁶⁾。従って巫俗の研究には、このことを充分注意しなければならぬが、とくに、東北地方の巫俗も海外の他の国々の巫俗も、それぞれ固有の社会的伝統的なものによって範型づけられたものと考えたい。巫者の「心的旅行」も「憑依」も、心理的なものにおける社会的なものとして或る程度まで考えなければならぬ。更に、東北地方の内部においても、各地域において、調査表による「ミコ」についても「行者」についても⁷⁾、それぞれの形態や機能の相異があるが、それも社会的伝

統的な範型と考えるべきであると思われる。

東北地方の巫俗の範型は、大きく分けて、青森県の南部地方と岩手県北の地域、及び津軽地方と秋田県の中央以北をふくめた地域と、山形県の置賜、村山諸郡の地域、庄内地方の地域、宮城県と岩手県南の旧伊達領の地域及び山通り、中通り、浜通りを併せた福島県の地域と、大体、六つくらいに分けてみることができよう。しかしこれらの地域的範型の境界は明らかにしえたところもあり、はっきりしないところもあり、さらに、重層したところもある。

そこで、東北地方における巫俗を「ミコ」と「行者」及び exorcism 即ち修験や仏教における巫俗に連関をもつ祈禱や修法のことないしこれに携わる者について、調査のノートをそのままに識しておきたい。

4

東北地方において、超自然的なものに関係するシャマニックな、巫者的なものには先ず二つのタイプがある。その一つは巫女、ミコ（東北地方には、それぞれの地域でいろいろな呼称があるが、調査表にあるように私はミコという語にまとめた。口よせミコの意味である）、他は行者と私は呼んでみた。前者は10年前には推定して4-500人はいた。私自身150人近くのみミコに面接しているが、私の行なった調査のチームの人々が面接したものを併せると300人くらいになる。私の経験ではただ1人ないし2人の例外を除いて、全部のミコは女性で、娘の頃或いは成熟期前後に師匠（先輩のミコ）のもとに弟子入りし、原則としては同じ家に住み便宜的には通いで、経典、呪文、祭文、祝詞、神歌の類から、種々の行法や、道具の操作の仕方などを習う。3カ月、6カ月から3年、5年ないしそれ以上という者もある。元来は生来の盲目やそれに近い者或いは後に失明又は半失明になった者である。また数の上からいうと非常に少ないが、目の見えるミコもいる。後にもふれるように、中世以来、修験道のシステムが陰陽道、道教や仏教及び一部日本古来の神道的なものに影響のもとに整って来たが、ミコのシステムがやはりこれらの影響のもとに、修験道等と関係しながら整ってくる。そして修験者の妻がミコであるという慣行があった。それで、修験者の妻になる女性は目あきでミコの修行をする者もあった。さらに近來は、生活を営むために目あきの女性が、或いは結婚経験をもった者でも、ミコの修行をして生業を営む者もいる。

ミコになろうとする女性が師匠のもとで修行をして、独立立ちが出来るようになると、「伝授ゆるし」や「神

つけ」の儀式が行なわれる。その儀式の形式は地域によっていろいろ相違がある。一般的にいうと、それらの式は場所や装置を神聖化し、ゆるしや神つけをうける彼女は2週間又は3週間ないしそれ以上の期間にわたって特別な生活上の禁忌を課せられ、特別な行をして従来習ったことの仕上げをし、かつ「法ごと」等はこの期間にはじめて教えられる。最後の日の行事の内容や仕方は地方によってちがうが、式場にのぞんだ彼女は、師匠や先輩の経文や呪文等の読誦諷唱のうちにトランスに入り彼女に憑霊現象が起る。その場合師匠や修験者或いは特別な行僧その他の誘導と認証をうける地方もある。トランスに入らず、神がつかぬ場合は、1人前のミコにはなれない。ただし、そのような正規のことが略される場合もありまたそのような異常な経験を経ないで伝授ゆるしが行なわれる地方もあるが（下にあげる採訪記録はその例）、この場合もゆるしの認証は得られなければならない。

そのような修行と認証を経て独立した彼女は披露式をして人々の依頼によって、死者の霊（ほとけという）や神或いは仏を自身に憑かせ、霊媒となって、口よせや託宣を行なう。

その最も重要な業態は、

- (1)にはトランスにおける憑依の状態において、親、子、兄弟その他血縁者の霊と直接に関係し、霊界における彼等の事情や希望、要求或いはこの世における依頼者及び関係者への注意その他を第一人称において語る。このことは祖先崇拜の系列と連なるもので、特に注意すべきことである。祖先崇拜は死霊崇拜ではない。
- (2)には依頼者の希望により特定の神や仏の憑依をうけて依頼者に対して種々の託宣をする。或いはトランスのなかで依頼者の種々な問いに答えるミコもいる。この様式は地域的な範型として大体きまっている。その内容は、
 - (a) 病気の治療に関するもの
 - (b) 依頼者自身及び関係者の諸々の計画についての予見と指示
 - (c) 大体1カ年間にわたる期間について依頼者及び関係者の身の上や生活・職業上のことに関する予言、また一般に自然的及び社会的変化或いは国のこと等に関する予言——とくに集団のことについての予言をするという者も稀にあるが、逆に集団のことはしないというミコもいる——
 - (d) 失せものその他吉凶に関する予言——失せものことはしないというミコもいる——

等である。

なお、これらのaからdにおける託宣や予言は(1)にあ

げた死者の霊の口よせの場合にも行なわれる。

更に(3)には(1)及び(2)においてミコが特定の死者の霊即ちほとけの口よせ或いは神おろしを行なうとき、時には他の死者の霊(人間や家畜その他の動物の霊)や生きている人間や動物の霊が出て来たり、他の神(や仏)が出て来ることがある。(1)の場合においても、血縁者等が生前の怨恨や呪詛或いは復讐のことを語ることがあるが、この(3)の場合にはしばしばかかるケースがあると面接したミコ達もいう。私自身も実際に数度そういう場面を経験した。

5

次にはさきあげたトランスを経験した霊能者のうちの「行者」の場合である。

これは次にあげる修験道の験者や仏教における特殊な験僧の範疇に入れるべき性質もあるが、トランスを経験した霊能者で、その業態は上記のものと同じことを行なっていることもあるのでここにあげておく。これらの「行者」にも三つのタイプがある。

(1) 私が面接し或いはきいた限りでは、東北地方の行者即ちこの種の霊能者は、特別の家系の者とか特別に異常心理の人或いはそれを家業とする家の一員であるというようなことはまずない。

この行者の人々も東北地方では多くの場合女性であるが、男の場合もある。大抵の場合は、自身及び近親者の病気或いは非常に困難な境遇から救われるために神や仏に祈願をなし、神社や寺に3週間前後の時期にわたって参籠する。その間にトランスの状態になり幻覚の状態において神仏その他の霊の託宣をうける。そういう経験者が、人々の依頼をうけて多くは彼女又は彼が経験した神仏に祈願をし、トランスに入り或いはその他の異常経験において神仏と直接的に交流して神意を依頼者に伝える。さきあげたミコの業態における(2)の場合のa～dのことを行なう。しかし乞われればミコの場合の(1)のような死者の霊もおろし、口よせをする。行者は師匠について一定の修行をしていないが、いろいろな仕方ですべてに準じた作法や経典呪文等の諷誦を知っている。(アイヌのツス、ツスクルなどの場合は家系的な関係があり生理的にも異常性のみられる女性が、社会的な影響もあって、年頃になってトランスに入り霊能者となり、上の行者と同じようなことをするが、ここでは叙述をはぶく)。

さらにこの行者の場合においては、むしろしばしばミコの場合にあげた(3)のような死者の霊或いは生き霊等が悪意の怨恨、呪詛、復讐のために、依頼者或いはその関

係者に憑いて、それらの人びとに災い(病気や悪運等)を来しているということが明らかになる(語られる)場面があらわれる。

(2) 東北地方の3, 4の地域においては小さい村で、その集団の1カ年にわたる農作その他の事業に係る行事について予見及び託宣をうるために、その村の少年或いは青年(後には老年になった者)を選んで決った時期に儀式をしてトランスに入らしめ、神霊の憑依を受けさせる慣行がある。端山の行事等(修験における山岳崇拜に類し、またこれに連なる儀式)の例である。選ばれた少年又は青年は日常的には普通の生活をし、普通の職業に従事しているという⁸⁾。

(3) 日本では中世以来仏教と修験道とは密接な関係があったが、修験と密接な関係のある寺院の住職をしている数人の験者の僧侶が1年に1度決った日に順番に一寺に集まって、その僧侶がかかるがわるトランスに入り、主に特定の神(仏)の憑依をうけ、人々の依頼に応じて農事のことなどをはじめ、結婚、病気、旅行、その他人々の各種の将来の計画や運命について予見、託宣をする。私は鶴岡の南岳寺のそれを参観、面接調査した⁹⁾。

6

次に私の問題をすすめるために、別の種類の霊能者のことにふれなければならない。

それは一つはさきあげた修験道の験者と他は特定の仏教の宗派のなかで行われている験僧或いは行僧のことである。彼等はいずれも教団の形態をもつ組織の中において、長い期間にわたって一定の苦行的修行をして、靈力を身につける。即ち修験道では最高神としての不動明王と一体になり、その靈力を操作することが出来るようになる。仏教においては天台や真言の諸宗にあったし、日蓮宗のなかの特殊な宗派等において行なわれるものである。彼等は仏の靈力ないし宇宙の法力を身につけて、物事を超自然的な力の世界において処理することの出来る能力を得ているとされる。

修験道の験者も仏教の験僧も、普通の宗教的儀礼はもとより行なうが、さらにその上に一般或いは信者の依頼によってその人々の災害を除き幸福を招く特殊な祈禱をする。その祈禱は特別な超自然的な効果をもっとされるが、その祈禱に際して、依頼者は異常な状態(言葉や告白或いはふるまい)を示す場合があり、さらにその依頼者に憑いている邪霊即ち死霊や生き霊が依頼者の口によって自己を語る。怨恨、呪詛、復讐のごときものである。験者や験僧は修得している靈能の力で説得し、或いは種

々の道具を用い、或いは經典の読誦による効果等によって、この邪靈を教化し依頼者から退散させる¹⁰⁾。

この場合に、直接に依頼者を神前、仏前に坐さしめて祈禱する場合もあるが寄り代、寄りましと^いって男性或いは主として女性のトランスに入りやすく、靈の憑きやすい即ち憑依になりやすい人を代理として祈禱をし、憑いている邪靈を引きだすことがしばしば用いられる。

そこでさき^のミコや行者の場合とこの修験道や仏教における験者及び験僧の関係が明らかになる。

験者や験僧の靈能による祈禱によって、依頼者がトランスに入り、靈的存在との直接的関係をあらわすのであるが、上記のミコや行者は、自身で読経をし、呪文を唱えることによってトランスに入り、憑依や転換によって靈的存在と関係するのである。もちろん祈禱者とトランスに入る者との間のかかる分業の行なわれる形式の方が先きにあったのか、或いは1人のミコや行者が、自分で呪文や經典読誦等によってトランスに入る形式の方が先きかなどということはわからない。また験者や験僧のなかには彼等自身がトランスに入る者もしばしばある。まさしく、さき^にあげた「行者」の場合の第3類の場合のごとくである。

調査記録

——上にあげたように巫俗の範型によって東北地方を一応6地域に分けた。ここでは、そのうち青森県の南部地方のものをあげる¹¹⁾。昭和28年(1953)12月23日から30日にわたって調査した八戸市、三戸、上北両郡における記録の一部で、他の部分は別稿にゆずる。なお他の地域のものについては続稿又は別稿にあげる。下の記録の順序は調査の日程順によるものである——。

1

根城 すす 63 八戸市糠塚、山の下

座敷に氏神を祀り簡素ながら荘厳をし、果物などが供えてある。(面接と語りを録音した)。

今から52、3年前のことだが、10才のとき目がみえなくなった。その前は薄明。13のときから17まで師匠について修行した。明治36年4月1日に弟子入りし、弟子上りは40年3月8日であった。師匠は三戸郡館村の荒谷の人で川口キセ。師匠は(市内)十六日町に世帯をもっていたので通いで習った。師匠の師匠は名前がわからぬが高館の人で高館イタコといわれていた。師匠の52のときから56までの間弟子入りしたが、師匠は58でなくなった。失明の人だった。

稽古は師匠の客のあい間あい間に習う。朝ならい昼な

らう。そして夜家に帰ってから復習した。師匠のところでも、前日に教わったことを翌日復習した。

習う順序は最初が「えべす」。門つけということが昔はあって、イタコとしてこそ(小姓、小僧か)に入れば家々をまわる。そのときやるのが「えべす」で、よい節をつけてやるものである。これに23あって、1つ1つが「えべす」である。これがおわれば錫杖経と心経をならう。これでこそその時期がおわるのだが、ならいおわったところで、それらを復習して神におことわりをし、ゆるしをえて門つけにゆく。それから神よせ、ほとけおろしをならう。それをならうときは幾日幾年かかっても魚はいっさいたべない。もちろん四足二足もたべない。自分は4月1日に入ったからそのときから習った。習うには順序があつてないようなもの。「おまじない」などは順序なく習う。「おまじない」はする時期がきまっているのではなく、毎日のことについてする。神よせや仏おろしは春秋のお彼岸にするか、七日盆にするところもある。こういうものを「まぐものじょ」という。それから、おしら遊ばせのときの「まんろう長者」——宗旨によってちがうが、わたしどもはこれ——を習う。それは春祈禱のときつかう。氏神を春祈禱のときおろすので、そのときにそれをよみあげる。おしらのためには「春ぎとう」を習う。それからその次にはときいたら、そのくらいだという。「日ざらい月ざらい」はときいたら、それは「おまじない」の方にはいるとのこと。「おまじない」にはどんなのがあるかときいたら、えらい人の方には数々あるが、わたしどものような祭文かたりにはそんなにないということだった。

イタコ(イダコ)の方で、神やほとけをとなえるものには1の巻から12の巻までである。その内容について書いたものをわたされた。それが後に小井川潤次郎氏の『いたこの伝承』になったものの由である。『いたこの伝承』は持参していたが、多少の出入りがある¹²⁾。わたされた文書を見ながら彼女にきいた内容は、

1の巻は錫杖と心経、2の巻は1のゆみ、2のゆみ等。3の巻はイタコの修行の終りに7日の間、昼も夜も行をする、そのときは泊りこみであるが、そのときとなえる。道具もついている。弓のうちだき、きし(かね)、じゆずまもりなどの文句である。4の巻は山伏(ほとけさまで山伏をおろすとき)。5の巻はあげおろし。おしようさま、尼さま、神明さま、八幡さま、十和田さま、山の神、えべす大黒、すみしゃくじょう、そうぜんさま、権現さま、金びらさま、まもり本尊等をおろすときのことを習う。それから口よせの大事で、6の巻が神よせ、

7の巻は地獄さがし、とうほうぞろい、極楽。坊さまではきよめ、とうほうぞろい。8の巻はまじないで、お撒供だて、すゐしゃくじょう、月ぞろい、日ぞろい、大國がき、小(しょう)国がき、心経、水祭文。夢まじない、人間ぞろい、虫まじない、荒神経、牛頭天王経、大般若経、不動経、観音経秘鍵。9の巻が袂いで、天狗、6、3の袂い。10の巻は春祈禱で、敷地ほめ、家ほめ、岩戸開き、12つきしよ、この殿の、おしら祭文(万能長者)となっている。

修行の間に、この12の巻まで習って、いよいよ一人前になる前の1週間の間、朝昼晩と日に3回湯に入り、水ごりをとって、それまで習ったことを復習する。その間の伝授ゆるしのことについては、わたされた書きものをみながらきいた。他の地方のものと比較する場合にも便利なのであげておこう。

用意すべきものとして1) 4斗俵3個。そのなかの一つの俵には米3斗3升3合3勺入れること。1) うしろの二つの俵には何にても3斗3升3合3勺入れることとあるが、彼女は一つちがうようだという。別の書きものでは、1) 4斗俵1個、このなかには何にてもよい3斗3升3合3勺入れること。1) 1斗俵2個、このなかには米7升7合7勺入れること。これは、そう大事と口寄大事と一緒にするときのことで、二つ別々にするときは一つあて。1) 白さらし木綿1本、室の四方にまわすもの。1) シメ、わらなわ、室の四方にまわすもの。1) 白さらし木綿5反を次のように用いる。白衣2枚、おこし2枚、3尺3寸の手拭2枚、5尺5寸のはちまき2本、この外に白さらし木綿1反。さらに、1) 白足袋2足。1) 無地の白扇2本。1) 垢離おけ、たらい、手水鉢。1) 膳椀2人前の新しいもの。1) おきご米、1枚のお膳に1升3合3勺、このお膳を5枚分。お金子お膳1枚につき3円33銭3厘を各5枚につける。4日目に米も金も新しくとりかえる。1) ごぎ2枚。

1週間の間、弟子は1日に3回入浴して垢離をとる。師匠も同様に。男でも女でも——女の場合は月のさわりのない小供か、そのことのすんだ年とった人——よいが、1人の人が弟子と師匠に各3杯づつ後方からターッと水をかける。伝授ゆるしの部屋には幣帛を7本用意する。神前中央へ3本、礼拝のために室の四方の角へ1本あておくものである。その外、礼拝用の小銭33銭と1銭でも5厘でもよいが撒銭を用意する。この7日の行中は一切、他の家で食事をしてはならない。なお口よせ大事のみなら7日間だが、そお(未詳、総または修法か)大事といっしょのときは8日間の行となる。持ち道具は、

神よせには8尺の弓に7尺5寸のツルを麻糸で張る。うち竹は3尺1寸のもの7本。さらに錫杖、じゆず、まげおけ、れい、かねまりと、その外にいつこもり、ひいらぎ、あおき、まささき、つばき、ひば、いやなぎ、白桃の7種の木の枝。うち竹に入れるものとして、そば、豆、小豆、ごま、じゆね、稗、粟、大麦、小麦、もち米、うる米、もろこしの12作物——これらのことは途中で彼女からわたされた書面、昭和28年9月10日書とあったものによって、一々彼女の確認を求めた——。

このような設備をした部屋のなかで修法が行なわれるのであるが、弟子は俵(4斗俵であろう)に横むきに腰かけ、師匠は下にいる。師匠はそのときの行のたましいで、やまもとをするわけである。弟子は俵から降りて師匠に33回の礼拝をする。なお両親があれば父にも母にも33回の礼拝をする。両親のないときは親1人でも、或いは兄でも、おしまいだから部屋に坐ってもらって、お礼のために33回の礼拝をする。7日のときは7日の日、8日ときは8日の日に——口よせの大事は、神よせおろしとあげおろしを習ってしまえば伝授ゆるしをするものである。それはただ1日ですることだが、神にそなえる法は同じで、かかりはそお大事と同様にしなければならない。だから、くらしむきの都合で、ゆるしの式をいっしょにする。口よせ大事だけなら7日、口よせ大事とそお大事と併せてするときには1日増して8日間となるものである——。

俵に腰かけた弟子は錫杖をもって手を合わせている。足の下に膳を敷くというようなことはしない。衣しよは水垢離のときと同じものであるが、33回も拝をするからかわく。かわくどころではなく汗がでる。師匠は錫杖をもってその下にいて唱えごとをする。それは師匠だけでやり、3回よみあげる。そして、弟子に1人前のことをゆずったのだが、これから満足させていただくように神さまにお願いして、お礼をして、それでおわる。この場合に、弟子が神がかりになるというようなことはない。意識を失うというようなことも、子供のときのことからわからない。何神が悪いと師匠もいわぬし、こちらもわからない。このあたりのイタコは自分自分の憑き神というものをもたない。神のたましいをゆずったとか、ゆずられたということは、自分の師匠にもなかったし、自分にもない。その後も不思議な神がかりがあったとは思わない。でも、だんだん年をとって、いかにも観音さまはありがたい仏さまはありがたいということをおぼえて来てからは、やはり不思議な夢まくらという経験がなくはなかった。

修法がすむと、使ったシメや幣束をもって、それをおさめるためにお宮にまいる。お宮にまいるときは齒をそめてまげに結び、嫁入り衣装である——今はそんなことはないが、昔わたしどもの時はやった——それは修法が終ってしまつて部屋をあけてからである。それまでは他所の人を入れぬので、外にいてもらう。部屋の設備を取りかえてから、兄弟弟子や親類の人たちや友だちを入れてご馳走をする。そのとき、自分の習ったことを披露して、やってみせるのかときいたら、それはそうだが、人を寄せてするのではなく、「七軒もうす」といって、今日から、私は師匠からゆるしを受けてイタコのしょうばいをするとなつて、親戚や知りあいの家々を七軒まわるのであるという。このとき、橋をわたつてはいけないうことになっている。橋の向うにあれば親戚でもゆかない。

以上のようにして伝授ゆるしの式をすませてから客をとるのであるが、ほとけの口よせのときは、神よせをしてから口よせをする。口よせは彼岸にするものだが、明日から彼岸という前の晩に、ほとけおろしの題目、つまり「まぐもんじょ」を皆やっておく。翌日からの彼岸には客の希望によってほとけでも神でもおろすのである。前の晩のときには、山も里も、村も町内も、どこかの口もという風にすべての神さまをよせておくのである。なおおろした神でもほとけでも（さきにあげた5の巻の次第にあるように）供養して経をよんで送るのである。口よせや神おろしは春秋の彼岸にし、正月のおしらあそばせの時にもする。その時は第一にお神明さまから呼びおろすのである。なお、このあたりでは新口（新しく亡くなった人の霊）はおろさない。

おまじないのことだが、それは病氣や夢まじない、方角、家の方角、漁のよしあしなどで、やはり春秋の彼岸やおしら遊ばせのときにはする。しかし、不断のおまじないのときに、口よせや神おろしはしないものである。もっとも、組合からはずれて、反抗してやっている人もいる。占いはじゆず占いをする。ぜい竹などは使わない。不断のときは水を上げたりはしない。上げる人もあるが、しかし、こちらからはいわない。葬式の忌みはらいはする。お守り札を出したりはしない。伝授ゆるしのとき、おせん米をあげるが、その米を干してとっておいて難病のとき、その米を3、4粒わたしたりはする。伝授ゆるしのときの、口よせや神おろしは前にはあげたが、ゆるしのなかに「法ごとの大事」というものがある。袂いものによつての法ごとであるが、それは上記の1週間のうち、1日に一つづつ七つ習う。それは誦するのと手を結ぶのとで、おまじない、おはらいのそれとほとけお

ろし、神おろしの時のものである。1週間のうちに繰り返かえし教えられるが、その期間内におぼえられぬと後には教えない。また、あらためて1週間の修法を立てなければならぬことになる。

根城巫女の弟子はたった2人で鳥谷部みつと戸来ただけだが、戸来は途中でやめたとのことだった。しかし、八戸市教育委員会からもらった八戸市在住巫女調査表には鳥谷部とともに中居林まつゑが根城の弟子となっている。小井川氏の記録では更に赤坂さだという名があげられている。

根城巫女には神よせや種々の語りをきかせてもらった。その録音もあるが、大きな黒い玉をつないだ6尺以上もある長い数珠に獣骨や牙、爪及び古銭などをつけたものをリズミカルに摺りもんで、それらを誦し或いは語る。そういう行のときは真鍮の鏝をあしらった筒を斜めに肩に負っている。「おまもり」とも「おだいじ」ともいうものである。

なお、この地方は東北地方でも巫女の最も多いところで、三八盲女信仰会というのでできている。三戸郡と八戸市を併せた意味であるが、彼女は昭和18年9月9日にできたといっていた。彼女にももらった「三八盲女信仰会会則」は同年5月9日の日付けになっているが、それには会員氏名45がのっている。その後亡くなった人もおり、いろいろ出入りがあるが、現在40人くらいであろう。この会に入らない人もいと彼女はいついた。よそできた話では、この地域にはおよそ50人あまりいるであろうとのことであった。

「会則」の12条には、春秋の祈禱は八戸市は彼岸中、三戸郡はその月中及び盆6日、7日は随所において、外に盆13日より17日にいたる期間は依頼に応じその宅において仏下しを認むるものとす。ただし彼岸中の祈禱は外来会員、とくに非会員は必ずその土地会員の諒解をうるものとすとある。

2

法運寺住職 築田真教氏 上北郡百石町

この地方で、イタコ（ゴ）はほとけの口よせと神おろしをする。ほとけの口よせをするのは春秋の彼岸と7日盆のときで、春秋の彼岸のときはイタコ（ゴ）の家で、7日盆には法運寺です。神おろしは何時でもする。それは予言、占い、祈禱等である。オカミサンとかカミサマ（調査表の行者）はこの辺にはいないが、三本木などにはいる。元来、神おろしが専門の筈だけれども、ほとけの口よせもする。そして、それは何時でもするし、新口もおろす。しかし、上のような時期にイタコがするの

で、不祈の口よせは少ない。この辺の人はイタコの予言を信用しているようである。

法運寺のいわゆるイタコまつりは寺の開創当時からあったものといわれ、70年くらいになるが、現在のようにイタコが本堂で口よせをするようになってから40年くらいになる。それ以前は参道の両わきでやっていたものだが、警察の取りしまりや雨天のために本堂に入ってきたものということである。元来、寺とイタコとの関係はない。しかし、今のような形もイタコの教化にはよい機会であるとおもう。イタコは修行に来るといふ。この場をふまなければ駄目だといふ。寺では盆の供養をするが、イタコはしょうばいの修行をするわけである。

今年(昭和28年)集まったイタコは41人。八戸5, 上北郡25, 三戸郡5, 岩手県北の二戸郡福岡から5, ほかに岩手郡松尾から1となっている。例年こんなような地域別の割合で集まって来るとのこと。参詣者は延べで2, 3千人。それでイタコのしょうばいが混雑するので世話人ができる。それを坊頭(ぼうがしら)といい、イタコの亭主の人になる。なお、この地方では法運寺の外に、三戸郡市川村の願成寺——これは、以前は法運寺に来ていたが村の希望があって20余年前からそちらで始めたものである。ただし、その村うちだけということになっている。けだし、こういう行事をはじめのようなことは、この社会ではいろいろむづかしい事情のあることが小井川氏の『いたこの伝承』にもみえている——同郡上長苗代村尻内, 豊崎村檜崎, 上北郡六戸村大落瀬などの寺々でも近年数名のイタコが7日盆に集まるとのことであった。その他、青森県では、恐山, 五所川原の奥の金木, 弘前の法恩寺や久渡寺などの話が築田氏の話にもでたが、私は何れもそれぞれ訪ねているので、それらのことは別にふれよう。

この地方のイタコはおまもりという巻物と数珠をもっている。太鼓はもたない。昔は弓をつかい、この寺へももって来たが、今は使わない。弓がなくなってから30年くらいになるだろう。今は数珠だけでやっている。客の注文でイタコの神おろしは、内神, 屋敷神または産土(村社, 部落の神), また一代まもりの13仏やおしら, さらに生年のエトに因む各人の守護神等であり、ほとけの口よせは先祖のグループの霊及び個人の霊をおろす。一口4, 5分で予言も入る。一口10円であるが、神をおろし、口よせを数々するので300円払いが多いということであった。

南部でも津軽でも、とくに青森県のイタコがもっている「おまもり」とか「九重のおまもり」とか「おだいじ」

というものは、筒のなかに入れて一生人にみせず秘密なものとしてされているが、諸所で私もそれらをみたり話をきいたりした。そのことは別に叙べるが、築田氏も住職になった当時、大三沢の年寄りのイタコから、23人も弟子のあった人だが、若い人に巻物をやるので書いてくれと頼まれた。そのときの控えがきをみせてもらったが、それは「護身法」である。慶応4年4月25日授与、権大僧都立光院法師とあり、かなり長いものであるが、心経、錫杖経、天神地祇名と仏名、仏教の秘事が連ねられている。なお近ごろ6字の弥陀名号を書いてわたしたということだったかと記憶するが、この点ははっきりしない。

その他、築田氏の話によると、この辺のイタコは今も門つけをしなない。七倉よせや花よせもない。地獄さがしもしない。日蓮宗の寺では「寄り」をたてる。イタコの葬式は普通にやる。おかまばらい, あさひみこ, 神明こじきなども来ない。修験道もないが竹駒や高山稲荷にゆく人はいる。屋敷神というのは、家の外の上手に大黒, えびす, 神明, 稲荷などをいっしょに祀る。秋葉さまは火の神さまで、別に詞をつくって祀ることもある。産土は部落ごとにあり、八幡, 不動の外は稲荷であるが、上の屋敷神を産土ということもある。もっている家はふるい旧家の本家だが、同族氏神がある。本家の縁日に分家は本家に行ってこの神を拝む。これがおしら様である。おしらのまつりには近所の人も来る。分家だけをよんで祀るということはない。先祖の祀りのことだが、33回忌がすむと、この辺でも神様になったという。しかし、とくに神として祀るということはない。杉の塔婆などをたてるということもない。ただ、三戸郡の奥の山でうるしの生木の塔婆をたてさせられたことがある。また、やはり三戸郡の山奥だが極楽縄というものがある。埋葬のとき、節を抜いた息ぬき竹などは使わない。畜生の墓は又木のものというが、慣行があるわけではない、等々のことであった。年中行事のこともきいたが、ここでは省く。

戸立ハル 52 上北郡百石町本町

三戸郡市川村の出であるが、23才のとき疝の虫で失明。たいてい11, 2才で弟子入りする習わしで、自分も11で弟子入りし15で上った。師匠は当時67, 8才の人であったが、家が近かったので通った。百石に来たのは16の年であった。修行中は魚だちをし、四足二足はたべない。最後の1週間に伝授のゆるしをうけるのだが、部屋には注連をはり、幣束7本のうち、3本は神さまの前、4本は部屋の四角に1本ずつ。俵は4つで、靱3斗3升3合3勺のものと豆その他の5穀を僅かずつ入れたものである。扇2本、はちまき2本、足袋2足と手拭と下駄

(これは中には入れぬ)。水垢離のために桶とたらいと手水鉢。室内のお膳には米1升3合3勺と錢33銭をのせてそれを俵の前におく。白装束で水ごりをとるのが師匠もいっしょで、1日3回、毎日これをつづけ、習ったものを復習する。習ったものは、心経、錫杖経、観音経、えびす大事と日ぞろい月ぞろい、春祈禱で、地獄めぐりやきよめは習わない。

1週間の終りに「神つけ」をする。俵には馬乗りで自分は前に乗り、師匠も後に乗る。2人で心経を唱えているうちに無我夢中になって意識を失い、俵から落ちる。落ちないと「神つけ」はすまない。このとき、何神がついたかときかれはしないが、自分にはわかる。自分には観音さまがついた。部屋のなかには師匠と自分だけである。神がつかず、「神つけ」がすまぬと、しょうばいはできない。師匠には自分の他に2人弟子があったが、そのうちの1人は神がつかず、「神つけ」がすまないで、しょうばいができなかった。(意識が)さめてから、部屋をあけて兄弟や親戚や、兄弟弟子もよぶはずであるが、そういう人たちにおふるまいをする。その前に部屋のしつらえを始末して、七つの神様へまいる。その場合に、橋をわたってはならぬということはない。「神つけ」の始末がすんでから、おはぐろをつけて髪を結び、嫁入り仕度でおふるまいに出る。習ったのは、えびすの大事と神おろし、ほとけの口よせとあげおろしとうらないである。うらないは、守り本尊などの神おろしの予言をふくめていっているようだが、その外は数珠占いである。もちものは数珠と巻物(おだいじ)で、これは背おう。おだいじの筒の中の巻物は小田の八幡さまの別当さまに書いてもらった。中のものはみたことはない。師匠から譲られたものはなく数珠は買った。弓や太鼓は使わない。「ゆるし」のときも弓は使わなかった。等々である。

しょうばいのことであるが、ほとけの口よせのときは、神おろしをしてからする。神おろしのときも諸々の神をよせ、それから客の希望の神をおろすのである。口よせは春秋の彼岸と7日盆にするのであるが、彼岸には自分の家で——また岩手県の久慈で世帯をもっていただけから今も彼岸に行ったりする。主人は亡くなった——。7日盆にはお寺です。神おろしは何時でもよく、客が自分の家に来てたのむ。病人のこと、虫よけ、方角、漁のこと等が中心である。作うらない等集団のための予言はやらない。おしらさまは正月にあそばせる。また彼岸前ならしてもよい。自分のおしらはもっていない。祭文は「きまん長者」である。口よせや神おろしのときのトランスの有様だが、時にはさめかけるときもある。大体しゃべ

ったことはわかるようにおもう。おろすほけによつては、こちらがねむくなる。ほとけや神の第一人称で語る。口よせのときは予言はすくない。ほとけの方でいろいろたのむという。

祈禱や袂いは主に別当さまがやる。祈禱は錫杖経のようである。葬式のあとの忌み袂いもあるが、この辺では35日がすぎれば頼まない。久慈では頼む。なお、昔は60以上の人たち(だいたい女)の念仏講があったが、今は人が死ぬと部落の人が集まって通夜して百万辺をやる。葬式の手伝いは部落全体でし、つき合いの人は遠方からも来る。知らせには2人づつで親戚の人がゆく。十八夜講、二十三夜講などはない。お年とりは家ごとにするが、年齢別の講のようなものはない。

川口まつよ 68 百石町藤ヶ森

三戸郡川内村切谷内の出で、6、7才の時から失明。16から17まで切谷内の師匠について。当時師匠は65、6であったが弟子あがりしてから4年ほどして亡くなった。自分には弟子が4人あり、3人は浜市川におり1人は百石にいる。自分は師匠の家が近かったので通って習った。修行の最後の1週間は垢離をとり、だいじゆるしをうける。注連をはった部屋で師匠と自分と二つの俵に腰かける。自分が前で師匠が後であった。俵には靱3斗3升3勺入れる。ゆるしがすむと、1週間のお礼に師匠といっしょに産土にまいる。帰ってから、だいじぶるまいをする。ゆるしのとき、俵から落ちるようなことはなかった。夢心地もなかった。自分のゆるしはあっさりすんだ。習ったものは心経、虫はらい、国がきの類であった。しょうばいは、口よせ、神おろし、ごきとう、おしらあそばせ等で、口よせは春秋の彼岸、ただし春が主であるが、どこへでも行っていた。7日盆にはお寺です。神おろしはこれらの時期にもするが、その他の時でもよい。百石にも盲女会があって会長は林いしイタコ。いろいろな規則がある。ごきとうは病気のこと等が主であるが昔のようには来なくなった。おしらあそばせは正月のもので、「きまん長者」で遊ばせる。正月には、おしらあそばせだけで口よせはしない。おしらは自分の家にはない。師匠からきくと、それは人間と馬との夫婦で、蚕の神さまである。おしらあそばせには浜市川のカカサマ(調査表の行者)が来る。ききたい者は皆ゆく。親類だけではない。自分は八卦や占いはしない。おがむとき、何を語るか自分ではわからない。問い口はかけない。ほとけの新口はおろさない。イタコの業具は数珠をつかう。弓は知らない。太鼓も使わない。おだいじの筒は負っている。中のもはしらないが、別当さんから自分が書いてもら

ったものである。自分には悪き神はないが、産土を信心している。

新館イト 50くらい 上北郡七戸町城内

失明。31のとき4カ月間、同郡浦野館村大浦の海老名かずよにつき、住みこみで修行。心経、観音経、錫杖経、大國がき、小國がき、口ぞろい月ぞろい、神おろしの大事（これは神明、稲荷など）、口よせの大事（これは山伏、ぼさま等も）を習った。おしら祭文は習わぬ。師匠はこれを使わなかった。なお國がきはこまかいものはゆるしのとき、密室でこまかく教わる。法ごと（くどきのこと）は習わぬ。

伝授ゆるしは室に注連をはって白装束である。1週間の間1日3回水垢離をとる。水は自分でかける。師匠も水をかぶる。俵には3斗3升3勺入れる。穀物は12作。一つの俵に腰かけて他の一つの俵を病人にみたててそれをまじなう。師匠は側にいて間ちがえばなおす。師匠は70をすぎていた。自分の支度で用意するものは錫杖、白衣2、足袋、扇、鉢まき、おこしである。伝授がすんだとき、神さまに参り、それから、おふるまいをする。親の前で習ったことをしてみせる。それを師匠にもきいてもらう。20年も前のことであるが、修行中の経費はこちらもちで、1日1円、たべものはこちらでもってゆく。ゆるしの式のときのものは師匠にあげる。お礼は30円だった。ゆるしがすんで、注連からでたとき、巻物をわたされる。同村花松の別当さまに書いてもらったもので、師匠の名と自分の名が入る。数珠は買う。後に客からお守りを希望されるようなときは玉を分けてあげる。おしらはない。

しょうばいのこと。ほとけの口よせは、ここは春秋のお彼岸と7日盆にする。新口はおろさない。口よせは神をよんで、その上で口よせするものである。仏のあげおろしに2時間もかかるので、前の晩などに予め神をよんでおく。不断にする神おろしのときも、そうしておく。口よせのときの口どきは自分では何もわからぬ。問い口はかけてもよい。口よせで、ほとけの身の上や有様がでる。神おろしのときも口よせのときも客の身の上やその他のことについて予言がでる。お正月は家では何もしない。旧正月には、この節も出かせぎに出る。春ぎとう、おしらはしない。神おろしは何時でもよく、おまじないをする。普通の病人や小供の夜なきなどは一心に神にたのむ。方角のことはあまりやらぬ。旅立ちの袂いや厄袂いはする。錫杖経、心経、高天原、六根清浄の袂いをつかう。荒い病人のときは大國がきをつかう。占いは数珠うらないをする。葬式の後の忌み袂いはしない。この辺

では、お彼岸の口よせはたいいていの家ではする。地獄さがしはしない。自分は習わなかった。八戸ではする。ここにはイタコの組合はない。百石にはある。イタコの口よせや神おろしは仏壇や神棚には関係ない。口よせのときなどに、ほとけに水をあげるようなこともしない。

このあたりには8人のカミサマ（調査表の行者）がいると彼女は教えあげた。カミサマは口よせをしないものであるが、作田の人などは口よせもするとのことであった。

なお彼女には若い人、小供、別当さま（山伏）の場合のそれぞれの口よせの語りをしてもらった。ただし、口どき（ほとけのいい分）はしない。ほとけのあがるときの文句（はやもどる云々）や神あげの文句（神あげもうす云々）も語った。それらは録音した。

荒川さち 39 上北郡七戸町川向

同郡天満林村小又の生まれ、半明。23の年から3年間同じ小又の小又よし（半明、現在64才）に通いで習った。本名はさちであるが、師匠からももらったみこ名或いは弟子名はトキという。習ったのは、心経、錫杖経、神おろし、ほとけの口よせ（これは小供、20才前の人、老人、ぼさま、山伏とそれぞれある）、まじない（これには心経、錫杖経、高天原、さんげさんげ、六根清浄の袂い）である。えびすは習わぬ。伝授の式は部屋に注連をはり、1週間1日3回水垢離をとる。実家の人も来ているが、1人でかぶる。師匠もかぶる。水垢離のときは別の着物をきる。俵は三つで穀物を3斗3升3勺入れる。神さま（千手観音）を祀った机にむかって俵を三つおいて囲うようにする。その囲いのなかで、神を祀った机にむかって左と右に師匠と対い合って坐る。幣束はその机の前に3本と部屋の四隅に4本、皆白いもの。1週間の間は、それまでに習ったものを復習し、まちがっていれば師匠がそれをなおす。法ごとは1週間の間でだけ教わるものである。

伝授ゆるしのとき、神つけということはない。津經にはある。そのとき意識を失うことはない。何神がついたということもない。イタコの神さまは千手観音であるが乗りうつったということはない。ごきとうのときはこの観音様に念願する。口よせのときは第一人称で、おまじないのときは第三人称である。ごきとうをした後には相手に神意を教えてやる。1週間の伝授ゆるしがすんで、師匠あがりのときには皆に会い、お宮にまいり、おふるまいをする。おふるまいは師匠によるが、自分はしなかった。未婚だったが、おはぐろとかまげに結うなどのことはしなかった。

しょうばいのこと。口よせは春秋の彼岸(自宅)と7日盆(百石の法運寺)にする。口よせは神おろしをしてからするもので、風呂に入って躰を淨めて、人が頼みに来る前に神を迎えておく。そうしないと、それぞれの神もほとけもおろされない。神おろしは何時でもよい。おまじないは塩で口をみがき、神さまの前に行って神さまにたのむ。病人をその側に坐らせて、まじないをかけるのである。病人の持ちものでもよい。その場合には、まじなったものを病人は躰につける。葬式の忌みばらいはしない。老人からきくと法印さまは6人くらいあったという。どの家にも神明さまや幣束はある。おしらのある家はここにもあるが、頼まれればゆく。あそばせるのは旧正月中である。自分は祭文はしない。

なお荒川巫女には、おまじないの語りをしてもらった。「人間ぞろい」と地神経であろう。録音をとった。

小田(コダ)サン 57 上北郡大深内村大下内

弟子名はサイ。小さいときから目がよく見えなかった。半明。師匠は大沢の浜三沢で世帯をもっていた小比留巻セン。15のときから5年間弟子入りした。当時師匠は45、6であったろう。80で亡くなったが百石の法運寺に何十年もつとめた人だった。弟子入りした頃、師匠の体が弱かったので弟子の期間が長かった。上北では大体弟子名がある。自分は20の時結婚した。習ったものは、おまじないの経で心経、錫杖経、六根清浄の抜い、春祈禱、口よせ、神おろし、その他は虫封じ、方角、医者の方角のこと。失せものはしない。侍人のこともわからぬ。おしら遊ばせはしない。ごきとうのときは心経と錫杖経をつかうことになっている。

伝授の式のもようは、7日間の水垢離。白装束である。室には注連をはり四方の隅には幣束とお膳をおく。室の上手に机をおき幣束をたてる。向って左に俵二つ。米3斗3升3合3勺のもの。師匠は向って右に坐り、弟子の自分は俵に腰かける。33回の拝をする。伝授ゆるしの間に法ごとを習う。それは印を結ぶことで三種類ある。口よせや虫封じの時に使うものである。ゆるしの最後のとき倒れるということはない。神がついたということもなかった。師匠の仰せわたしがあつた。神さまは千手観音で、それは弟子入りの初めから教わつた。式が終つてから師匠といっしょにお宮に参る。髪を結ったり歯をそめることはしない。お宮から帰つておふるまいをし、習ったことの実演をする。それを弓開き等とはいわない。口よせは春秋の彼岸と7日盆で、神もおろす。神おろしは何時でもよく、上北は大体一致している。あとはまじない。お正月には何も無い。持ちものは数珠とおだいじ。これ

は師匠あがりのとき一揃買った。巻物は山伏さまに書いてもらったが、見たことはない。太鼓は使わぬ。弓は昔は使つたが、自分が弟子入りした頃にはなくなつていた。四足二足及び魚は弟子入りしてから喰べない。

3

工 藤 の ぶ 65 三戸郡豊崎村志戸岸

失明。弟子名はセキ。八戸地方では師匠がくれることになつていた。師匠は旅から来てこの志戸岸にいた。岩手県久慈の港の人で小泉サン、目もみえ、酒ものんでいた。自分が19のとき69才で亡くなった。自分は兄が亡くなって一人娘だったが、10才の3月から12月まで毎日通いで習つた。習つたことは、えびす、心経、錫杖経、観音経、不動経、口よせ、神おろし、それから、虫封じ、風邪のまじない、厄神の抜いや方角のこと、更に占いのことなど。業具は数珠——所持のものは大変りっぱなもので、大きく1間半くらいはあり、獣角、牙、角、古銭、子安貝、ひょうたんその他数々のものがつけられて重いものであつた——であるが、師匠は弓も使つた。自分も使つた——ただし実演の型を示してくれたときは弓は用いなかった。りっぱな家の隠居の様子で、二の間に仏壇、そのなげしの上に神棚があつたが、実演のときは仏壇の前に右手に独結をもつて曲家に坐した僧形の絵像をかけた——。弓は7尺5寸で、弦は麻糸。竹は3尺5寸。神おろしのときも使う。小弓は使わない。弓は箱の上でたくものである。幣束も神おろしにも口よせにもつかう。なお、新らしいほとけのときは水(花水)をあげる。古いほとけのときはしない。ただし、病気でなく別な事情で亡くなった人には3年から7年くらいの間、花水をあげる。

伝授のゆるしは7日間かかる。毎日習つたことをくりかえす。1日に皆よみおえるものである。毎日水垢離をとり湯に入り、鉢まき、足袋、白装束で白いお腰。師匠も同様で、こちらから買ってあげる。室には注連をはつて、中には師匠と自分だけ。俵一つに花ゴザをかけ、自分と師匠とが腰かける。自分は前、師匠は後。前方に米を入れた膳2枚をおく。ゆるしの終りに神をつけるとか神がつくということはない。1週間だから神は始終きている。1週間の間、習つたことを復習するのだが、法ごとはこの間に初めて教わる。それは印を結ぶことである。信心する神を教えられるということはないが、神明さまを一心に念じる。おまじないのときは神明さまにたのむ。神おろしや口よせのとき、何もわからぬということにならない。古い数珠占いだが、手のかげんで、丸籠に割つてみてするのである。筮竹などは使わない。最後の日

に、ゆるしがすんでから、注連をおさめにお宮にゆくが、親戚まわりなどはしない。どこへもゆかないで、親戚などをよんでおふるまいをする。そのときは、髪を結い、かねをつけることになっている。習っている間は魚はたべない。

神おろしや口よせのことは15、6のとき一人前になったが、師匠のたっしやな間はしょうばいは遠慮した。だから20すぎてからしょうばいを始めた。20のときに結婚して、子供は4人ある。口よせや神おろしは彼岸とくに春彼岸が中心である。自分はおはったりしない。7日盆には楯崎のお寺に行っていることになっているが、ちかごろは、自分はあまり行かない。お正月と2月と春の彼岸には春祈禱をやるが、自分は歩いたことはない。おしら祭文には歩いた。万能長者をする。そのとき神おろしはする。おしらさまというのは神明のことではない。おしらは自分の家にはある。その外は一軒だけ、小泉重人の家にあるだけである。おしらのまつりは親類だけではなく、何処の人が来ててもよい。おまじないは何時でもよく、作らないや火事があるなどの予言が出る。地獄さがしは自分はしないが、彼岸や7日盆にする人もあるときいている。ほとけの新口はおろさない。久慈の師匠も新口はおろすなといった。35日がすむまでは彼岸や7日盆のときでもおろさない。口よせでも神おろしでも、その前に神々をよせておかなければならぬことは何処も同じ。神をむかえるときは手をすすぎ着物をきかえる。同女の祈禱の語りを録音した。

品田裕教(豊崎村普賢院住職)、安平新太郎(同村教育委員)、小井田幸哉(隣村川内村切谷内小学校長)、三氏同席で話をきいた。

八戸市外に市子林というのがあある。イタコ林ともいって、神を祀っているところだが、この辺には何処にも神を祀ったところがある。ゆるしのとき、部屋にひいらぎだの椿だの七種の木の枝をたてるのはこれを模したものであろう。イタコ塚というものが彼方此方にある。いわれはよくわからない。妙某というイタコ(或いは行者)が雷神をしずめるといって剣を抜いて何かして雷にうたれて死んだ。そこに塚が立てられたという伝説などもある。川内村切谷内大森に朝日明神というのがああるが、これもアサヒ巫女に関係があり、大森には田圃のなかの森に五戸川の人身御供に立った者を祀ったものがある。また、この郡の館村一日市(ヒトイチ)に朝日神社というのがああって、やはり巫女に関係があるようである。三戸の猿辺村袴田には行人塚(行人の墓)があり行人坂というのもあり、鮭にちなむ伝説が伝えられている。なお

この辺のイタコはみこ名或いは弟子名をもっている。それは職名というようなもので師匠からもらう。また、弟子入りするとき、とり子としての名もありうる。

この土地(川内や豊崎)には講も盛んで庚申講もあり、八日講も毎月やっており行屋もある。南部といっても盛岡の勢力範囲には行屋はないが、八戸支藩の八戸地域には行屋がある。境川といつて、このあたりがその境であらう。二十三夜講は旧正月の二十三夜だけ。お堂はないが、本家の勢力範囲で集り場が定まっている。11月23日には太子講をやる。年中行事やその他のこともきいたが省略しよう。7日盆には清竜寺や永福寺に集まってイタコが口よせをする。永福寺には11人のイタコが集まった。口よせは先祖の供養と思っている。北川村の諏訪神社の祭礼には門前にイタコが集まって口よせをするときいている等々。

4

水上ヨシエ 73 八戸市港町久保

11の3月に弟子入りし16の8月に弟子あがり。明治16年生で、失明。師匠は大館村新田の松橋レン。当時67才。84で亡くなった。住みこみで教わったが、11の3月に入って9月に「えべすの大事」をすませた。えべすは12だけ習った。「口よせの大事」は14の年までに覚えたが、「そお大事」のゆるしをうけたのは16の年の8月7日。習ったものはさきのえべすの外、観音経、心経、錫杖経、不動経、祈禱、まじない、占い、おしらのこと等。伝授ゆるしはそお大事をうけたので、7日の行と最後が8日目。室のしつらえは四方に注連をはり、白木綿をかける。壘は3枚から5枚で、うすべりを敷く。その中には師匠と2人だけ入る。米3斗3升3合3勺を入れた俵二つ。その前に米1升3合3勺づつを入れた膳二つをおく——ノートには俵二つに師匠と弟子が一つづつに腰かける形が書いてああるが、文字の記録はしてない——。神さまの前にも同様のお膳五つをおく。米は塩でみがく。膳の隅にはおひねりをこしらえて銭3円33銭を入れ、米の上には開いた扇をおく。神さまの前にはお膳に白い紙のご幣3本をたてる。

衣装は白装束で白足袋、白鉢巻。師匠も同じである。7日の間、毎日3回、朝昼晩と水ごりをとり湯に入る。水は33ばい、男が後からかける。垢離の最中に倒れることもある。垢離がすんでから、そのまま拭かないで室に入り33回の拝をする。神さまは観音、不動、薬師など。それを朝昼晩とくりかえし、その間に習ったことを復習するが、この1週間の行の間に、はじめて法ごとを習う。法ごとというのは病人を治す仕方やほとけの口よせの口

説きのことだが、それを朝昼晩と習う。この間、暮の外で女の人が出て、銭を教えている。1週間うちに覚えなければ、全くのやり直しで、更めてまた1週間かかる。7日目には供えた膳の米や銭を取りかえ、竹、よし、笹、南天、桃、梅、松と七いろの枝の根を紙でくるんで神の前にそなえる。行の間或いは最後の時に失神状態になるとか神がつくということは特別にない。イタコの神さまは観音さまである。

伝授のゆるしがすむと(式はお宮でした)、神さまに参り、師匠に連れられてななとこまいり(7軒の親戚や知りあいにあいさつ)をする。それをすませて帰ってから、丸まげに結い、おはぐろをして紋つきを着ておふるまいをする。親戚や兄弟弟子は明日で終りという前日から来る。自分はゆるしが済んでから3週間師匠のところに行った。

このような修行をして、しょうばいに入るのであるが、ほとけの口よせは春秋の彼岸にする。口よせの前には必ず神よせをする。新口はおろさない。問い口はかけない。神おろしは何時でもよいが、それは、病気のことや医者の方角、家の方角、縁談のこと、小供の虫封じ、漁に出た家人が無事に帰るか帰らぬか、或いは漁のよしあし、その方角や天候等のことをまじない、抜い祈禱をする。おしらは旧正1カ月の間にあそばせる。そのとき松占いということもする。よばれて他処の家のおしらを遊ばせにゆくのである。おしらはイタコの持ちものではない。二十二戸からおしらが帰って来たとか、井の本さんからおしらが船越病院の屋根にとんで行ったなどという。なお、おしら遊ばせは3月16日まではよいともいわれる。自分は万能長者であそばせる。占いは算木、筮竹もってはいるが、客には主として数珠うらないをする。生き霊、死霊ということはありません。動物の霊(いずなとえずな)がついたということはあるが、自分はそういうもののはらいはしない。

持ちものはおだいじの筒と数珠が主であるが、今は筒は負わないで、けさを使っている。弓は4尺で3尺3寸の弦を張るものであるが、自分もってはいるが使わない。太鼓も使わぬ。その外には上にいった占いの道具である。師匠からゆずられたものはない。本山は弘前の天台宗法恩寺で、辞令をもらい、7月17日に辞令をもらった者がお寺に集まることになっている。その後、伏見稲荷に、さらに警察などの関係から出雲の大社教にかわり、現在は岩手県薄衣の大和宗の所属になっている。結婚したが子供はなく、夫は早く亡くなった。

彼女はおだいじの中のものを見せてくれた。それは護

身法大事、九字法大事、不浄除之法大事、垢離法大事、不動六之印法大事伝授事、不動八剣之印法で、何れも安政2年8月吉祥日、法主示之、おもと、とあった。ほかに昭和27年6月30日附の出雲大社の辞令、同18年1月5日附の天台大和教教長大教正米倉如山及び同25年6月10日附の大和宗管長大教正米倉如山名の辞令があった。

小 関 よ し の 62 八戸市小中野町浦町

20で失明。目がわるくなったときは、主人が亡くなっていて小供が2人あった。29から30にかけて4カ月間住みこみで修行をした。師匠は三戸郡市川村とどろきの人で鈴木トメ、当時75であった。修行の終りにだじゆるしが7日間。毎日土垢離、自分は33ばい、師匠は13ばいかぶった。7日の間に習ったことを練習し、かつ法ごとをならう。口よせの真似をならう。これはこの7日間にだけ教わるものだが、大低はすむものである。俵に乗って、さんげさんげ六根清浄をやるものだが、自分はしなかった。おふるまいもしないで、直ぐしょうばいを始めた。観音さまを信じている。だじゆるしの間に初めて習う法ごとの中味は手を結ぶことや数珠の扱い方などである。習ったものは、えべすの大事とおしらの祭文に春祈禱、神おろし、口よせ、六根清浄の抜い、それから国がきの一部分で、ところの神さまの名をとなえるものである。道具はおだいじの筒と数珠で、太鼓も弓も使わない。占いは数珠うらないで算木、筮竹もっている。

しょうばいは、口よせと神おろしと占いとおしら遊ばせ等であるが、祈禱はしない。厄ばらいや厄おとしはしない。たたりなどはらいもしない。こういうものはカミサマ(調査表の行者)がずる。おしらは自分ではもたない。祭文はきまん長者で春祈禱のとき、よその家へ行って遊ばせるのだが、あまりたのまれぬ。おしらは長者の姫と馬のご夫婦で蚕の神さま。親戚が皆よるので、分家だけでなく嫁の里の人も来る。親しい人も来る。おしらは1年いっばいのことを託宣する。ほとけの口よせは春秋の彼岸に自宅でする。盆には他所へ行ってするが、「地獄さがし」もする。これをやるのは水上イタコと自分くらいであろう。この土地では新口をおろさぬことになっており、百カ日以前はしないのだが、自分は盲女信仰会には入っていない。新口もたのまれれば行っておろす。葬式のあとや三七日(21日目)、35日などに——このことを彼女は気負った風で語っていた——ことに海で死んだ人や南方(戦地)でなくなった人に対する希望がある。神おろしにはまじないがあるが、それは病気のことや医者の方角、小供の虫封じ、漁のことや失せものことなどである。

小山カツ 58 八戸市小中野町北横丁
五つときから失明。13のときに三戸郡福田村の大久保トメに弟子入りした。当時70で13年前に亡くなった。弟子あがりは16の年で、村の鎮守のお宮で伝授ゆるしをうけた。1週間の穀断ちをし、7日の間は毎日3回水垢離をし湯に入る。着るものは白装束で、その他白づくめ。1週間の間にそれまで習ったことの復習をし、法ごとを初めて教わる。8日目の日には親戚が集まり、おふるまいをするが、式のと失神もしないし、神も憑かない。託宣とかおまじないは自然に口に出るし、自然にむねにうかぶもので、自分の判断ではない。おふるまいがすむと客をとる。

しょうばいは口よせ、神おろし、占い。口よせは彼岸以外にしないわけではないが頼みに来ない。組合(盲女信仰会)でもやらぬ申合せになっている。問いはこの辺ではかけない。新口はおろさない。葬式のあとや35日、49日に頼まれることは最近殆んどない。小関よしの、石田マサ(この人は目がみえる)などは新口に歩く。神おろしは何時でもよい。彼岸にもする。口よせのときは神おろしを先きにした上でする。九重のお守りは式のとくに師匠からゆずられた。しかし、お守りの筒は今はずかぬ。道具は数珠と算木、笹竹——太鼓のあったのはこのイタコのところではなかったかとおもうが、はっきり記憶しない。写真にもあり、録音にも太鼓がでてるが、この人かどうかが今のところ確認できない。息子が運送業とかで裕福そうであったイタコのところに太鼓があったのであるが——。神おろしのときは、小供の病氣、家の方角や新築のこと、家のなかの心配ごと等をまじない。また、はらいをする。しかし船出のときのまじないはお宮の別当さんがし、つきものをおとすのはカミサマがすることである。免状は弘前の天台宗報恩寺から師匠がもらってくれた。新の7月17日にお寺に來いということである。筒のなかのものは人にみせるものではない。おしらはもたない。若いときは7日盆に百石の法運寺に行った。

5

イタコのグループ面接 12月28日 八戸市盲人会館
小井川潤次郎氏の肝いりで、三八盲女信仰会の会長、大久保ふじ女、根城すえ女の世話によって八戸市在住のイタコに寄ってもらった。

大久保ふじ	市内二十六日町	67
根城 すえ	糠塚、北糠塚(山の下)	63
北村ヨシノ	稲荷町	61
石橋 スエ	新荒町	68

石橋ヨシエ	小中野町	60
島谷 トメ	糠塚	53
藤田 リセ		25
佐々木ハツ	湊町新町通	67

の8人から、それぞれの伝承をきき、またイタコ一般のことや行者の話もきいた。それぞれの「語り」の録音もした。小井川氏も同席して下さった。それらの内容は別稿にまわす。

八戸市、三戸郡のイタコの住所氏名は私のところにもかなりわかっておるが、概数は60人に近いとのことであった。上北郡のイタコは上記、法運寺に本年寄った者及び各地できいた住所氏名のわかったものだけでも36名になるという風である。

なお、小井川氏のお宅には二度お訪ねして所蔵のおしらその他を拝見し、イタコのことや宗教習俗のことについて話をきいた。また当時上北郡十和田在住の中道等氏には昭和27年11月9日に、仙台の夏堀謙二郎氏には同26年8月に、仙台の研究室や研究会にそれぞれお招きして話をきいた。今の問題についても貴重な内容であるが、紙幅の関係で、それらのことは別稿にゆずる。

この地方のイタコの話しや直接の連絡をみても、岩手県の久慈や東北の二戸郡などとは関係が密なようであるが、下北郡などとの関係はあまり直接の話には出ない。恐山に行くという話もほとんどきかなかった。もっとも昭和27年7月に恐山の講会で、ミコや行者に面接したなかには八戸から来ていたミコもあった。

青森県について、下北郡のこと恐山のこと及び津軽地方のことは次稿ないし別稿にゆずる。

- 1) 昭和26年から同28年まで、総合研究「東北地方における宗教と呪術の機能と形態」、同29、30年に各個研究「東北の巫俗」によって調査をした。前者の分担者は堀一郎、諸戸素純、正木正、竹内利美、小田原尚興、楠正弘、岡田重精、照子、山村俊明、齋藤吉雄、小森正信、佐藤正順、鈴木智覚、月光善弘、早坂泰次郎、高瀬常男、藤原勉、戸川安章、岩崎敏夫、和田文男、大川広海、諸氏。各個研究は戸川安章、岡田重精、楠正弘、佐藤正順、月光善弘、その他の諸氏が協力者であった。その後、東北大学文学部を中心とする東北地方文化に関する度々の総合研究や九学会連合の「下北調査」等、引きつづいて、班や個人として参加した。調査ノートはそれらのものによったものであるが、ここにあげるものは私の調査したものである。ただし、多くの場合、同行者といっしょであったので、その人々の報告書の手もとにあるものは参考とした。その場合には、その由を識してある。なお、昭和35、6年以降の調査は——多分ここには書か

ないが——私自身は現地に赴かなかった場合もあった。

- 2) 昭和26年作成の調査要項「ミコ」, 「行者」(別表後掲), 「総合研究報告集録, 昭和27年版, 人文及び社会科学編」146以下, 148以下, 「東北のおしら」東北大学, 東北文化研究紀要, 第3集, 昭和36年3月, 等参照。
- 3) これらの小節にふれたことの詳細は「シヤマニズムの特質と範型——東北地方の事例——」, 「東洋文化」, 第46, 47号, 東京大学, 東洋文化研究所, 昭和44年5月に敍べた。
- 4) 昭和26, 28, 43年に主として日高の沙流川にそった諸部落をたずねてアイヌの巫者ツスクルに面接した。録音もあるが, 整理して別の機会にのべる。
- 5) 上註3) 拙稿参照。
- 6) 同上とくに p. 13 以下, 注29, 30, 34, 参照。
- 7) この調査表は質問紙法によるものとしたのではなく, 面接者の面接項目であり, 依頼の際には適宜, 取捨をねがった。表は私がつくったものであるが, もちろん関係諸氏の意見をきき, 何度も稿をあらためたものである。
この他に一般調査や予備調査の表も4, 5種あるが, この表が基本になっている。
- 8) 岩崎敏夫『本邦小祠の研究』昭和38年, 第一章参照。
- 9) 続稿にのべるが近く上註3) 拙稿参照。
- 10) これらのことは別にのべる。なお, この前がきの部分は1968年7月イエルサレムで催された国際宗教学宗教学会イエルサレム会議で発表した“The basis of the idea of redemption in Japanese religions”の前半の部分及び同年9月東京で催された国際人類学民族学会議で発表した“Exorcism and shamanistic patterns in Northern Japan”の原稿によったものであるが, 前者の後半の部分には, この説得や教化のことが敍べてある。
- 11) 八戸市, 三戸, 上北両郡の調査には, 佐藤正順, 鈴木智寛両氏を同行した。その節, 八戸市の教育委員会, 同じく八戸の小井川潤次郎氏, 同, 高橋松海氏, 百石の築田真教氏, 豊崎村の品田裕教氏, 七戸の小笠原雅人氏等に大変お世話になった。
- 12) これらの冊子のことについては別に敍べる。

別表

——調査要項「ミコ」, 「行者」のうち, 紙幅の関係でここには「ミコ」の分のみをあげる。「行者」の分は次稿にあげる——。



この調査は純学術的に, 宗教の意味や機能を明らかにしようとするもので, 決して御迷惑をおかけ致すことな

どはありませんから, あからさまにお答えいただくようよろしく御取りはからいのほどお願いいたします。

備考

○ 要目の分類

- (A) (1~3) 土地の事情, 慣習
- (B) (4~9) 師承と修行
- (C) (10~26) 神おろし, ほとけおろし, 占い等の作法, 内容, 時期等
- (D) (27~30) 効果や機能
- (E) (31~32) 組織や系統

(尚, きいていただく順序は適宜で結構かと存じます)

○ 種々の「となえごと」をきき書きしていただければ大変ありがたく存じます。

○ 分類, とくにA, D, E, については調査者及び適当な他の方の所見を書いていただければ幸せに思います。

○ 整理及び発表等の場合は, その御意見や御研究によることを明記します。

調査者
調査地
調査期日

面・要目表 No. 11. ミコ No. 1

姓名 年令 (才)
 現住所
 男, 女, 明, 失, 薄明, 未, 既婚, 独身 (現在)
 本籍地
 家の職業 () 宗教 ()

(A)

- (1) 1. 現在地の産業構成 (農, 漁, 山村, 商業地, 工業地), 同町村内の神社数 (社), 寺院数 (寺), 同人の外にミコ (イタコ, オカミン等 人), 行者(カミサマ, ゴミン, ノリキその他 人) 等が居るか。(その他(2)参照)
- 2. 同地域内には戦前, 30年前, 50年前にはミコや行者が何人位居たか。
 ミコ (人) (人) (人)
 行者 (人) (人) (人)
- 3. 一定時, 一定所に各地からミコが集って口寄せをする所があるか。
 (郡 村字 場所)
 時期 (旧新) ()
 内容

4. 村や部落の普通の人のの中から選定された人で
神が憑いて村の作柄、吉凶を語るもの。

(郡 村字 場所)

時期(旧新)()

内容

(2) ミコの呼び方。当地及び他地域に於ける(カッコ
内に地名)

ミ コ()イ タ コ()

オ ナ カ マ()オ カ ミ ン()

カ ミ サ ン()ゴ ゼ()

ワ カ()盲 女 僧()

座頭カカア()その他

行者のよび名との区別

(3) 1. 当地の慣習として、失明の女子は何になるか。

2. 目のよい人でもミコになるか。

何処()

誰(才 男女)

(B)

(4) 生 い 立 ち

1. 家 の 職 業()

2. 身 体 的 事 情()

3. 学 習 程 度()

4. ミコになった動機()

(5) 師 承 関 係

1. 何才の時、何処で、誰を師匠としたか。

(才)() (氏名 男女、

明失、現在存亡、年令 才)

2. 師匠は当時何才(才)で、その地の人か
他所()から来たか。

3. 師匠はどの系統の人か。

4. 相弟子や姉妹弟子があるか。

人数(人) {
住所及び存亡 {

5. 師匠は客をとって、いかなることをしたか。

神おろし、ほとけおろし、卜占、祈禱、被、

おしら遊ばせ、その他

6. 何年間()師匠についたか。通い、住込
の別。

7. 謝礼() 経費()。

8. 何を習ったか。その順序(下の項目に番号を
附して下さい)。

神よせ(神おろし)、ほとけおろし(口よせ)、

経文、のりと、祭文、神うた、おしら遊ばせ、

真言、印相、その他()。

托宣の内容の語り方やふし、八卦、占(じゆ
ず、銭)、方位、祈禱。

9. 神やほとけの托宣や口寄せ(憑霊)の内容に
ついての練習をするか。

10. 一人前にはいつなったか(才)。

伝授ゆるしの式、神つけの式の前にどんな行
をするか。

イ. 期間(日間)、休息、睡眠、断食、穀
断ち、四足二足、その他の食物禁忌、水行
(朝、昼、晩、 回数)、別火。

ロ. 服装(きゃはん、手甲、白衣、はきもの、
かぶりもの、その他)。

ハ. 場所()。

ニ. 装置(しめ、へいそく、布、囲い、俵
(俵)。

ホ. 内容

11. イ. 行中に忘我失神、脱我になるか、自然に
神がつく(憑依)か、師匠又は誰か()
が神をつけるか。

ロ. ついた神名(), 動物霊や死霊の
つくこともあるか()。

12. 伝授ゆるしや神つけの式について。

イ. 時期、昼夜の別

ロ. 服装()

ハ. 場所()

ニ. 装置()

ホ. 集る人及び役割

ヘ. 内容(特に師匠、相弟子、当人のするこ
と、及び配置等出来うれば図示して下さい)。

13. 式の時に忘我、脱我になるか。神つき(憑依)
になるか。それは自然につくか、又は誰かがつ
けるか。

式や行より以前に忘我、脱我又は神つきの経
験があるか

14. 忘我、脱我神つき(憑依)がなければ伝授や
ゆるしを受けられぬか。受けられぬときはどう
するか。

15. 式の後ではどんなことをするか。

(祝、ひろう)

呼ぶ人() 服装()

すること()

16. 師匠から受けついだもの(お守り、九重の守
り、筒、じゆず、おとと、おしら、弓、太鼓、

八卦の道具, ()

17. 伝授のしるしは何か。

(6) 客はいつからとったか (才)。

(7) 1. ほとけおろし (口寄せ) の時の心地。

(胸に浮ぶ, 姿が見える, 耳に聞える, 夢うつつ, 何も分からぬ, 大てい分る, はっきり分る, ())。

2. 身体を感じ。(固い, 重い, 息が苦しい, 暗い, 明るい, ())。

3. さめる時の心地。

4. 後でつかれるか。

(8) 神おろしはほとけおろしと心地の上でどう違うか。

(9) 憑霊状態になって, 神やほとけの語ることを自分で判断して語ることがあるか。

(C)

(10) 神おろし。

神おろしの場合の服装。

(お守り, かたぎぬ, けさ, 着物をあらためる ())

道具。

(祭壇, 燈明, 供物, 花, じゆず, 幣束, おとと, おしら, 鈴, 扇, 弓, 机, 水, 太鼓, かね, ())

(11) 神おろしの場合の語り方。

1. 種類 (神よせ, 経文, のりと, はらい, 呪文, 神うた, 托宣, 神送り, ())

2. 文句 (別紙か余白にお書き下さい)

(12) 神おろしで何が語られるか。

1. 聞き手の身の上, 吉凶, 処置 (())。

2. 家族の病気, 吉凶, 運勢。

3. 月を追って語るか, 向う何カ月間位か。

4. 個人や家族のことで特別に依頼してきいてもよいか (例えば出産, 病気, 事業等)。

5. 托宣中依頼者は問い口をかけてもよいか。

6. 村や集団のことをいう場合 (作占, 火, 水, 吉凶), 時 (()), 所 (())。

(13) 托宣の場合 (神おろし, ほとけおろし) の特別な呼び名。

父 (()), 母 (()), 夫 (())

妻 (()), 祖父母 (()), 兄弟 (())

姉妹 (()), 子 (()), 親類 (())

(14) 神おろしの時期。

1. いつでもよいか。

2. 主として春秋彼岸, 盆か。

3. おろさぬ月があるか。

4. おろすことの出来ぬ神があるか。

5. おろす神はどんな神か, 依頼者の守護神か。

6. 謝礼。

7. 依頼に来るか, 出向くか。

8. 托宣の時, 別の神が出るか。

(15) ほとけおろし (口寄せ)。

ほとけおろしの場合の服装。

(お守り, かたぎぬ, けさ, 着物をあらためる) 道具。

(祭壇, 燈明, 供物, 花, じゆず, 幣束, おとと, 弓, 太鼓, 鈴, 扇, 水, 机)。

(16) ほとけおろしの場合の語り方。

1. 初めに神よせをするか。

2. 神おろしをしてからでないとはほとけはおろせぬか。

3. 経文, のりと, はらい, 呪文, くどき, その他。

4. 口寄せの後の語り (ほとけ送り)。

(17) ほとけおろしで何が語られるか。

1. ほとけの現状や生きていた時のこと。

2. 聞手の身の上, 吉凶, 処置。

3. 家族の身の上, 吉凶, 処置。

4. それは月を追って語るか。

5. 村や集団のことを予言する場合 (作占, 吉凶), 時 (()), 所 (())。

6. 個人や家族のことで特別に依頼してきいてもよいか。

7. 問い口をかけてもよいか。

(18) ほとけおろしの時期。

1. 葬式後の時期に新口 (新しいほとけ) をおろすか, 翌日, 四日目, 一週間内)。

2. 新しいほとけは何日間おろされぬことになっているか, (35 日間, 49 日間, 100 カ日, 半年位)。それは何故か。

3. 古いほとけ (古口) はいつでもおろすか, 春秋の彼岸, 盆が主か。

4. 謝礼。

5. 依頼に来るか, 出向くか。

6. 季節をきめて村々を口寄せにあるくことはなにか, 今はしなくても, 昔はあったか。そうし

た場合には何人位組んで、どんな家に泊って口寄せしたか。その頭は何と呼んだか。

7. 特別にほとけおろしをしていけない月があるか。
8. おろすことのできぬほとけがあるか。
9. 生霊(イキリヨウ)もおろすか。
10. 口寄せの時、別のほとけや死霊、生霊が出ることもあるか。

(19) 花寄せ、「ななくら寄せ」をするか、どのような場合に、()何時するか、()その作法()。

1. 結婚前のさかりで死んだ人の口寄せを何というか。()
2. その場合一般の死口と作法がちがっているとどこか。
3. その時のほとけおろしの文句はどんな風に唱えるか。
4. 産で死んだ女や山や川で死んだ人の霊を口寄せするのを何というか。
5. 一般の死口とちがう作法はどうか。
6. 村人がそのため村内や村々を奉加(物もらい)にあるくことはないか。
7. そのほとけおろしの文句はどうか。
8. さかりで死んだものや産や不慮の災難で死んだ者の霊はいつ呼び出せるか。いつ呼び出してはいけないか。

(20) おしらとおこない、ととさま、おしんめいとの関係。

1. 所有しているか。
2. 授けられたか。師匠、寺院(), 神社(), いつ()。
3. 自宅にあったか、他からもらったか、(知人、姉妹弟子、親戚、その他)又は買ったか(何処から いつ、 金額)。
4. 別に土地の旧家にあるか(場所、氏名、)。その「おしら」はミコの本尊、業具のおとと(おしら)とどう違うか。

5. 旧家の「おしら」はミコが遊ばせるか、他の人も遊ばせるか(何時、 何処、誰が、)。

6. 神あそばせと同じ作法か、(10、11、12項を参照して下さい)。

相違点

祭文(せんだん栗毛、まんのう長者、きまん長者、その他)。

7. 旧家のおしら遊ばせには、親類、親戚だけ集めるか、他の人も集るか(誰、)

8. その他のおしらの集りがあるか(時、所、 集る人、)。

(21) 占い、八卦

1. 道具(燈明占い、銭占い、じゆず占い、ぜいちく、さんぎ、その他)。
2. 種類。(出産、婚姻、病氣、失せもの、方位、家相、作柄、吉凶、その他)
3. 村や部落等集団全体のための占いをするか。(いつ、 どこで、)

(22) 祈禱、被い。

1. 道具。(じゆず、へいそく、おとと、その他)
2. 種類。(開運、厄被い、出産、結婚、病氣、葬式のあと被い、家相、その他)
3. 方法。経文(), はらい(), 呪文(), 作法()
4. 集団のための祈禱、被いをするか、(時、 所、)

(23) さわり、たたりについて。

1. 種類。生霊(イキリヨウ)、死霊(シリヨウ)動物霊、神、ほとけ。
2. 解除。追っばらいの方法。経文(), はらい(), 呪文(), 道具(), 作法()
3. 追っばらいを行わぬ場合はおこなってくれる人を教えるか。(誰、)

(24) まじない。

1. 種類。(出産、結婚、病氣、開運、厄被い)
2. 方法。

(25) 取り子の風習はないか。

1. 名を与える。
2. 珠数玉、袈裟の片、護符等を与える。
3. 取り子はミコにどんな礼をつくすか。

(D)

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. ほとけおろしは何のためにするか。(右の項目中該当の番号に線を引いて下さい) 2. 神おろしは何のためにするか。(右の項目中該当の番号に | <ol style="list-style-type: none"> 1. 亡霊の供養やなぐさめになるから。 2. 死者の追憶のため。 3. 死者にあえるから。 4. 歌や調子が面白く、 5. 自分や家族の将来のことがわかるから。 |
|---|--|

- 線を引いて下さい) 6. 村や部落全体のこと
3. 占い、八卦は何の がわかるから。
ためにするか。(右の 7. 思案に余る心配事や
項目中該当の番号に 大事なことの指図をう
線を引いて下さい) ける。
4. 最も得意なものは 8. 神やほとけの加護を
何か。 うけて、厄を除け幸福
を招くため。
- (27) 1. 土地の戸数の何割位が来るか。
ほとけおろし(口寄せ)()割、神おろ
し()割) 占 い()割)
2. 誰が熱心か。
(主人、主婦、男一老若、女一老若)
次の場合神おろし、ほとけおろし、占いの何
れを撰ぶか。
病氣(), 失せもの()
事業()
3. 依頼者或はその家族はほとけや神の口寄せや
托宣を信じるか。
イ. 予言を紙に書いて家に貼って注意する。
ロ. 予言に従って対応の処置をする。
ハ. 指示された悪日は日忌みをする。
4. 今とくらべて昔は口寄せ、神おろしはどうであ
ったか。
戦争前, 30年前, 50年前,
その理由
- (28) 下の宗派、教派の祭儀、葬式にミコがたづさわる
役目があるか。
仏教(真言, 天台, 浄土, 法華, 禅, 真宗, その
他)
神道(一般の神社, 御獄, 大社, 扶桑, 神習, その
他宗派神道の諸派等)
修験(羽黒, 白山, 熊野, 醍醐, 聖護院, その他
)
- (29) どのミコとどう違うか。
1. 服装
2. 道具
3. 経文, 呪文, のりと, はらい, 祭文, その他
4. 語り方
5. その他
- (30) ミコの生活の特殊性。
1. 独立して家の生活を支える。又は生活は家に
依存。
2. 食物の禁忌。(四足二足、魚、五辛、その他)
3. 水行等特別な行を毎日するか。
4. 特別な神や心霊を信仰しているか。
それは神つけや伝授の式の時ついた神か。
それを何とよぶか。
5. 神つけや伝授の式の時ついた神と結婚すると
いう信念やしきたりはないか。
6. 特別な技能があるか。(例、歌舞)
7. ミコは独身でいるべきものか。
8. 他地域に巡礼や行脚(アンギヤ)をしたこと
があるか。その時の費用。
9. 神おろし、ほとけおろしに出向いた町や部落
で托鉢や門づけするか。その折の語り。
10. ミコの葬式は一般人と異なるか。
11. 墓はどうか、戒名は付けるか、土葬か火葬か。
12. とむらい上げはいつか、一般人より早くはな
いか(年忌)。
13. その場合僧をたのむか。
- (E)
- (31) 組 織
1. 組合等の組織があるか。いつ頃出来たか。
()
2. 本部の所在地。()
名称。()
3. 構成と人数。(規約、名簿等あれば入手して
下さい)
4. 会合
5. 義務
- (32) 所 属。
1. 本山や本庁があるか。又はその他の組織。
所在地(), 名称()
主管者()
2. そこから資格や免許状をもらうか。(持って
いたら写して下さい)
3. 宗派や教派から資格や免許状をもらうか。
仏教(宗, 寺,)
神道(教, 教会, 神社,)
修験道(派, 寺, 院, 社)